

産業廃棄物の種類と具体例

	種類		具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻	木灰、石炭がら、廃棄物焼却灰、炉清掃掃出物、廃カーボン、廃活性炭、その他の焼却残さ
	2	汚泥	排水処理後および各種製造業の生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗浄場汚泥、建設汚泥等
	3	廃油	鉱物性油（潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油等）、動植物性油、溶剤、タールピッチ等
	4	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、廃液、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	5	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、アンモニア廃液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	7	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	9	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、グラスウール（断熱材）、廃空ビン類、アンプルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉、けい酸カルシウム板、ロックウール系吸音板、土器くず、陶器くず、せっ器くず、磁器くず、レンガくず、かわらくず、石膏型、タイルくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず
	10	鉱さい	鑄物廃砂、高炉・転炉・電炉等のスラグ（残さい）、キューボラ・溶鉱炉のノロ、ドロス、カラミ、スパイス、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鉱じん、アルミドロス、水銀含有ばいじん等
	11	がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他これらに類する不要物
	12	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	建設業に係るもの、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	14	木くず	建設業に係るもの、建設業に係る伐採材・抜根材、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木くず、カンナくず、おがくず、バーク類、貨物流通のために使用したパレット・梱包材くず
	15	繊維くず	建設業に係るもの、木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、不良くず、本畳等の天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、魚や獣のあら、醸造かす、発酵かす等、魚および獣の内臓等のあら等の固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場で家畜の解体等により生じた固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から生じた牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から生じた牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体
20	上記 1 から19の産業廃棄物を処理したもので、1 から19に該当しないもの		コンクリート固形成化物（政令第13号廃棄物）